

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年12月21日29嘉鞍保第16188号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表1の「開示妥当と判断した部分」は、開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、①「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）に基づく事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」及び④「措置入院に関する診断書」、⑤「精神保健福祉相談記録」、⑥「経過報告」、⑦「患者の情報提供について(事例紹介)」に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、別表2記載の「不開示とした情報」欄のそれぞれの情報について、条例第14条第1項第1号、4号、又は5号に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年11月20日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年12月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年12月21日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

エ 実施機関は、平成30年2月7日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 措置診察までの流れを知り、公平なものであったかを確認するため、審査請求を求め
る。
- (2) 公正な措置通報がなされていたか、強制力のある法律に基づいた診察を短期間の間に
同じ病院の医師が行うことについて疑問に思う。
- (3) 私の件において各機関と情報交換した内容を把握し、公平な精神医療が提供されたか
疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、別表2の「不開示とした理由」欄に記載のとおり
である。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報内容及び性格について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報は、全て過去の答申
(別表2の「過去の答申」欄記載のとおり。以下「過去の答申」という。)において審査
対象となっており、その性格及び内容は、過去の答申で判断したとおりの性格及び内容で
ある(別表2の「本件個人情報の性格及び内容」欄記載のとおり)。

(2) 本件個人情報の条例第14条第1項第1号・第4号・第5号該当性について

当審議会において本件個人情報を見分したところ、本件個人情報のうち、①「法に基づ
く事前調査票」、②「FAX送信票」、③「診察実施通知書」、④「措置入院に関する診
断書」、⑤「精神保健福祉相談記録」及び⑥「経過報告」において実施機関が不開示とし
た情報は、過去の答申のうち、答申第40号に係る対象個人情報に、また⑦「患者の情報
提供について(事例紹介)」において実施機関が不開示とした情報は、過去の答申のう
ち、答申第100号に係る対象個人情報に、それぞれ含まれていることが確認できた。

さらに、これらの答申に係る審査請求人は、本件審査請求における審査請求人と同一人
物であり、実施機関が本件決定において不開示とした部分については、これらの答申にお
ける判断を変更すべき特段の事情の変化も認められない。

以上を勘案すると、本件個人情報のうち実施機関が不開示とした部分は、別表1の「開
示妥当と判断した部分」に記載された部分を除き、いずれも過去の答申と同じ理由によ
り、条例第14条第1項第1号・第4号・第5号に該当すると判断される。

また、②「FAX送信票」の3枚目に記載されたFAX番号、⑤「精神保健福祉相談記
録」の「相談者氏名」欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情
報及び「日時」の列「H29.3.30」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載され

た審査請求人の様子に関する記述、⑥「経過報告」の「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報並びに⑦「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28. 4. 14」欄の二行目後段に記載された審査請求人以外の個人に関する情報については、過去の答申と同じ理由により、条例第14条第1項第1号・第4号に該当しないと判断される。

さらに、⑦「患者の情報提供について（事例紹介）」の「日付 相談者」の列「H28. 4. 14」に係る「状況」の欄に記載された情報は、実施機関と面接を行った審査請求人以外の個人に関する情報であるところ、当審議会では、面接を行った当該個人が誰であるかについて、審査請求人が当然知っている立場にあるということを答申第100号6(4)(イ)②cにて確認しており、実施機関と面接を行った当該個人に関する情報を開示することがこの者の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第14条第1項第1号に該当しないと判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

本件個人情報	開示妥当と判断した部分	過去の答申
「FAX送信票」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3枚目に記載されたFAX番号 	第40号
「精神保健福祉相談記録」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「相談者氏名」欄に記載された個人名及び地方検察庁〇〇支部に係る情報以外の情報 ・ 「日時」の列「H29.3.30」に係る「実施内容・考察・問題点・方針」欄に記載された審査請求人の様子に関する記述 	第40号
「経過報告」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「時間」の列「3/14 17:55」の行に記載された情報 	第40号
「患者の情報提供について（事例紹介）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日付 相談者」の列「H28.4.14」欄の二行目後段に記載された審査請求人以外の個人に関する情報 	第100号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「日付 相談者」の列「H28.4.14」に係る「状況」の欄に記載された審査請求人以外の個人に関する情報 	-

	本件個人情報	不開示とした情報	該当号	不開示とした理由	過去の答申	本件個人情報の性格及び内容	答申での判断		
①	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事前調査票」	調査員（実施機関職員）氏名	第4号	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事前調査票」は、指定医による診察に係る公文書であり、この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。	答申第40号 6(1)ウ 記載のとおり	答申第40号 6(1)ウ 記載のとおり	答申第40号 6(3)イ(2) 記載のとおり		
		「申請・通報・届出に至る経緯等」欄、「現病歴・生活歴・家族歴」欄、「問題行動」欄、「治療歴等」欄、「現在（面接時）の状態」欄、「事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあり、第5号に該当し不開示としたもの」欄に記載された情報	第5号	これらの情報を開示することにより、調査を行う者が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、事前調査の適正な執行に著しい支障が生ずる恐れがあり、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(4)イ(5) 記載のとおり		
②	ファックス送信表	FAX送信宛先名、送信先FAX番号	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。		答申第40号 6(1)エ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (3)イ(7) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (3)イ(7) 記載のとおり	
		実施機関職員名	第4号	「FAX送信表」は、指定医による診察に係る公文書であり、この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。				答申第40号 6(3)イ(7)及び (7) 記載のとおり	
③	診療実施通知書	精神保健指定医氏名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(1)オ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(9) 記載のとおり	
④	措置入院に関する診断書	精神保健指定医氏名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(1)カ 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(7) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(7) 記載のとおり
		「病名」欄、「生活歴及び現病歴」欄、「重大な問題行動」欄、「診察時の特記事項」の欄に記載された情報	第5号	措置入院は、審査請求人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、審査請求人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。					答申第40号 6(4)イ(7) 記載のとおり
⑤	精神保健福祉相談記録	「相談者氏名」欄、「援助方法」欄、「実施内容・考察・問題点・方針」の欄に記載された情報の一部	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第40号 6(1)イ 記載のとおり		答申第40号 6(2)イ(5) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(5) 記載のとおり	
		実施機関職員名、審査請求人の様子	第4号	「精神保健福祉相談記録」は、通報のあった者について、指定医による診察の要否を行うための内容が記載された公文書である。この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。				答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	
		「疾患名」欄、「相談目的」欄、「生育及び生活歴」欄、「病歴」欄、「家族関係及び家族歴」欄、「実施内容・考察・問題点・方針」に記載された情報	第5号	これらの情報には、相談に対応した職員が、相談により得られた情報を評価し、相談対象者に対する支援の方向性や解決の優先度等について判断した内容等が記載されている。これらの情報を開示することにより、職員が精神保健福祉相談記録を作成する際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、相談内容の形骸化をもたらし、精神保健福祉相談指導業務の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。		答申第40号 6(4)イ(9) 記載のとおり			
⑥	経過報告	精神保健指定医氏名、関係病院の医師名	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第40号 6(1)ア 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり	答申第40号 6(2)イ(1) 記載のとおり		
		実施機関職員名、審査請求人移送時の状況	第4号	「経過報告」は、指定医による診察及び診察の結果に係る業務に関する公文書である。この情報を開示することにより、正確な事実の把握を困難にし、当所の業務の遂行に支障をきたすおそれがあるため、第4号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(2)イ(ハ)及び (8)記載のとおり		
		診断名	第5号	措置入院は、審査請求人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。そのため、これらの情報を開示することにより、指定医が診察を行う際、審査請求人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇する等、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第40号 6(4)イ(1) 記載のとおり		
⑦	患者の情報提供について	「H28.4.14」の行「日付 相談者」及び「状況」の列に記載された個人に関する情報	第1号	法第27条の規定による精神保健指定医の診察は、本人の意に反して行われるものである。よって、この情報を開示することで、本人が措置診察に対する不満を持つことや、特定の個人に対して不信任を抱くことにより、内容の真意や詳細を確かめるために、日常生活に支障を来すような行為をすることが否定できず、特定個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、第1号に該当し不開示としたものである。	答申第100号 6(2)ケ 記載のとおり	答申第100号 6(4)イ(8) 記載のとおり	答申第100号 6(4)イ(8) 記載のとおり		
		「1 概要」のうち「病名」「受診及び入院状況」及び「収入」欄に記載された情報並びに「2 生活歴」「3 家族関係」「4 対応経過まとめ」「5 措置解除時の状況」「6 措置解除後の当所の対応方針」及び「7 現在の対応状況」欄に記載された情報、⑩「苦情・相談対応」の「相談内容」欄に記載された情報	第5号	これらの情報は、法第24条通報を受理し調査する際に、事務遂行に必要なため審査請求人の所在地を所管する関係行政機関から情報提供を受けたものである。これらの情報を開示することにより、関係行政機関との適切な連携が取れず、効果的な審査請求人の支援ができにくくなるため、第5号に該当し不開示としたものである。			答申第100号 6(6)イ(7)a 記載のとおり		